南山大学研究審査規程

（目　的）

第１条　この規程は、南山大学の建学の理念に則り、本学構成員が行う研究活動について、その倫理的、社会的責任を全うするために制定し、適正な研究の推進に資することを目的とする。

（組　織）

第２条　本学構成員が行う研究の審査について、南山大学研究審査委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

１　学長の指名する教育職員　若干名

２　教育・研究事務部長

３　研究推進課長

②　本委員会の委員長は、学長が指名する者とする。

③　委員長は、必要に応じて、審査内容に専門的学識を有する教育職員をオブザーバーに指名し、委員会への出席を要請することができる。

④　研究審査の簡略化を目的として、委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行うことができる。

（管掌事項）

第３条　本委員会は、次の各号に掲げる事項を管掌する。

１　本学構成員が行う研究のうち別表第１に定める規程等の適用を受ける研究（研究指導を含む。）の実施および成果の公開について、関係法令等（指針も含む。）および社会通念上の規範に基づき科学的合理性および倫理的妥当性ならびに実施の可否を判定すること

２　その他研究審査に関する学長の諮問事項

（議事の運営）

第４条　本委員会の招集は、必要に応じて、委員長がこれを行い、委員長は、議長として議事の進行に当たる。

②　委員長は、議事録を作成し、これを保管する。

第５条　本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

（専門委員会）

第６条　本委員会の下に、必要に応じて利益相反マネジメント専門委員会を置くことができる。

（事　務）

第７条　本委員会の事務は、研究推進課が担当する。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、本員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附　　則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2006年7月1日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2007年4月1日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2009年4月1日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2010年4月1日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2014年1月1日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。

附　　則

この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。

別　　表　第１

１　南山大学奨学寄附金規程
２　南山大学受託研究規程
３　南山大学学外共同研究規程
４　南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン
５　南山大学学位規程第4条第3項または第5条第2項第2号
６　南山大学機関リポジトリ運用規程